



令和7年度泉南市 認定こども園1号 認定入園の御案内



《認定こども園とは》

認定こども園は、小学校就学前の子どもが通う、教育と保育を一体的に行う施設のことです。幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行います。

《3つの認定区分について》

保育園、認定こども園、幼稚園、地域型保育などを利用する保護者の方には、利用のための認定を受けていただきます。平成31年4月2日～令和4年4月1日生まれの子どもで、認定こども園等での教育を希望される場合は、すべて「1号認定」（教育標準時間認定）となります。

年齢	認定区分		保育の必要性	利用時間	利用先
3～5歳	1号認定	教育認定	不 要	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
	2号認定	保育認定	「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育（標準・短） 時間	保育園 認定こども園
0～2歳	3号認定				

◆3歳児以上の場合

- 1号認定子どもは、保護者の働いている状況等にかかわらず、教育を受けることができます。
- 2号認定子どもは、保護者の保育を必要とする事由の下、保育を受けることができます。

《申請書配布及び受付について》

【年度当初（４月入園）の入園申込み】

＜ 対 象 ＞ ３歳児～５歳児 平成３１年４月２日～令和４年４月１日生まれの子ども

＜申請書配布＞ 令和６年９月２日（月）～

☆【公立認定こども園】

泉南市役所 保育子ども課 土日祝日を除く午前９時～午後５時３０分

また市ウェブサイトからもダウンロード可

★【私立認定こども園】

各園にて

＜受付期間＞ 令和６年１０月１日（火）～令和６年１０月７日（月）

※期間内に提出していただけなかった場合は、期間外受付となり、期間内に受け付けた方が優先となりますので御注意ください。

※期間後も定員に達していない場合は、引き続き申込みを受け付ける施設、先着順等の施設もあるため、各園にお問い合わせください。

＜受付場所＞ ☆【公立認定こども園】 ※郵送は不可

泉南市役所 保育子ども課 土日祝日を除く午前９時～午後５時３０分

（☎072-483-3471）

★【私立認定こども園】

各園にて

【年度途中の入園申込み】

定員に達していない場合は、入園の受付を行っている場合があるので、各施設にお問合せください。

※公立認定こども園については、保育子ども課へお問い合わせください。入園希望月の前月１５日（土日祝日の場合は前開庁日）までに保育子ども課へお申し込みが必要です。

《利用料について》

令和元年10月1日より3歳児から5歳児までの認定こども園（幼稚園部分）を利用する子どもたちの利用料が無償となりました。

【無償化の対象者】 ○ 3歳児から5歳児までの子ども

○ 児童発達支援等のサービスを受けている方が、認定こども園等を併用して御利用の場合も無償化の対象です。

【無償化の対象外となる経費】 ○ 通園送迎費、行事費、食材料費等

※ただし、年収360万円未満相当の世帯や第3子以降の子どもについては食材料費（おかず・おやつ代に限る）が免除されます。なお、第3子のカウント方法は以下のとおりです。

・年収360万円未満相当の世帯：年齢に関わらず世帯の子の数による

・年収360万円以上相当の世帯：3歳～小学校3年生までの子の数による

各種料金については各施設にお問い合わせください。

《預かり保育について》

通常教育時間外に保育を希望する場合、別途料金がかかることがあります。預かり保育の時間や料金については、各施設によって異なりますので直接お問い合わせください。

預かり保育料については別途申請いただき、保育の必要性が認定(新2号認定)された場合、一部無償化の対象となります。申請等については入園決定後、園にお問い合わせください。

【保育の必要性の認定事由及び必要書類】

①	月64時間以上の就労をしていること（概ね週4日以上かつ1日4時間以上）。 （自営以外）→就労証明書 ※内職の場合は、就労証明書または内職証明書、スケジュール表 （自 営）→就労証明書、スケジュール表、自営の証明書類の写し（確定申告書・営業許可証・開業届等）
	育児休業取得時の継続利用→就労証明書（育児休業期間を含めた雇用状況の記載が必要） ※育児休業は原則、保育の必要性があると認められませんが、 <u>育児休業取得時に利用している施設を継続して利用し、かつ、既に新2号認定または新3号認定を受けている場合に限り認定されます。</u> ※最長で育児休業対象児が1歳に達する日の属する年度末まで
②	妊娠・出産（出産予定月を間にはさみ最長4か月間） →母子手帳の写し（氏名と分娩予定日記載のページ）
③	保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または障害者手帳等を有していること。 （疾 病）→診断書（原本） ※保育の必要性が認定できる診断内容、 <u>申立書（状況等詳細を記載）</u> （障 害）→障害者手帳などの等級が記載されたページの写し、 <u>申立書（状況等詳細を記載）</u>
④	同居親族等を常時介護又は看護していること。 ※常時とは月64時間以上（概ね週4日以上かつ1日4時間以上）→介護（看護）状況申告書・介護が必要であることがわかる書類（介護保険被保険者証の写し、診断書（原本）等）
⑤	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっていること。 →り災証明書
⑥	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。（最長3か月間） （概ね週4日以上かつ1日4時間以上の就労のための求職活動が必要） ※認定開始後3か月以内に就労を開始し、就労証明書を提出することにより、引き続き認定が可能となります。保育が必要な就労基準を満たさない場合は、3か月で認定終了となります。 →求職活動申告書
⑦	学校等の教育施設に在学している、または職業訓練に通っていること。 月64時間以上の就学をしていること（概ね週4日以上かつ1日4時間以上）。 →在学証明書もしくは学生証（就学予定の方は合格通知書等）の写し、時間割

※ 保育が必要な事由が消滅するとその時点で認定終了となります。

※ 保育の必要性がわかる書類は、父母1部ずつ必要です。（18歳以上65歳未満の祖父母等が養育している場合は、その方の書類が必要になります。）

※ 保育の必要性の認定事由によっては、追加で書類を提出いただく場合もあります。

《認定こども園一覧及び教育時間》

	保育施設名 (1号定員)	住 所 電話番号	教 育 時 間	
			平 日	土 曜 日
公 立	な る に っ こ 認 定 こ ど も 園 (60名)	信達市場1946番地 482-5660	通常教育時間 8:30~13:30 預かり保育有	休園
	認 定 こ ど も 園 信 達 こ ど も 園 (15名)	信達牧野425番地の1 483-4642	通常教育時間 8:30~13:30 預かり保育有	休園
私 立	認 定 こ ど も 園 た る い こ ど も 園 (15名)	樽井6丁目9番10号 482-0074	通常教育時間 8:30~13:00 預かり保育有	通常教育時間 8:30~13:00 預かり保育有
	認 定 こ ど も 園 西 信 達 く ね あ (15名)	岡田5丁目23番11号 483-2444	通常教育時間 9:30~14:30 預かり保育有	休園
	認 定 こ ど も 園 コ コ ア ン ジ ュ 新 家 (15名)	新家938番地の1 484-0190	通常教育時間 9:00~15:30 預かり保育有	休園
	認 定 こ ど も 園 浜 風 こ ど も 園 (15名)	男里7丁目9番15号 484-2660	通常教育時間 8:30~13:30 預かり保育有	休園
	認 定 こ ど も 園 砂 川 幼 稚 園 (210名)	信達大苗代1138番地 483-1221 (代)	通常教育時間 10:00~15:00 預かり保育有	休園